

初心者狩猟講習会受講料補助事業案内

大分市の農林水産業者等が狩猟免許を取得する際の、初心者狩猟講習会の受講料を補助します。

【 条 件 】 (下記1～3の条件をすべて満たす者)

- 1、大分市に住所を有する農林水産業者等であって、鳥獣被害の自衛を目的に、「わな」による狩猟を行おうとする者
- 2、初心者狩猟講習会のうち「わな」にかかる講習会を受講した者
- 3、令和8年度新規で「わな」にかかる狩猟免許を取得し、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「法」という。）第58条第3項に規定する損害の賠償について環境省令で定める要件（ハンター保険等への加入）を備えている者又は狩猟者登録を行っている者

【 補助金額 】

免許取得費用のうち、大分県猟友会開催の「わな」にかかる初心者狩猟講習会受講料の2分の1を補助

【 申 請 方 法 】

《申請》 期 間 令和8年10月1日（木）～令和9年3月12日（金）

※ただし、予算が無くなり次第終了。

窓 口 市役所本庁舎8F 林業水産課

鳥獣総合対策担当班 TEL585-6021

※申請書類等の提出は、支所等経由でも可。

《申請書類等》

- ①受講料補助金交付申請兼実績書
- ②講習会を受講したことを証する書類（講習会領収書の写し）
- ③「わな猟狩猟免状」の写し
- ④法第58条第3項に規定する損害の賠償について環境省令で定める要件（ハンター保険等への加入）を備えていることを証する書類、又は狩猟者登録証の写し
- ⑤誓約書（暴力団排除条例関連）

審査のうえ「補助金交付決定兼確定通知書」を送付します。

通知書を後、「補助金請求書」を提出して下さい。

【補助金の交付】

補助金は令和8年11月末～令和9年3月末頃に指定の口座へ振込み予定。